

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

琵琶湖博物館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成8年に開館し、令和8年10月に開館30周年を迎えるところである。

令和8年度には、様々な30周年記念事業を展開する予定であり、当館の魅力をPRする絶好の機会となる。ついては、当館の魅力や事業に関する情報を効果的に発信するため、パブリシティやSNSを活用し、当館の認知度向上や来館者の増加につながる事業を実施する。

2. 委託業務の名称

令和8年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4. 目標

当館の公式 YouTube チャンネルである「びわこのちからチャンネル」の登録者 40,000 人（令和8年3月20日時点 34,000 人）達成、および年間来館者数 54 万人を目指すものとする。

5. 業務内容

(1) 広報支援

広報アドバイス支援

- ・当館で行う資料提供の文面の監修や、SNS の運用サポート含む広報全般にかかる助言
- ・広報計画に基づく広報の実施。当館からの指示によるものだけでなく、当館のイベント情報を把握し、時期をとらえた広報となるよう提案等を行うこと。

(2) メディア露出の拡大と SNS の活用

ア メディア等への営業活動

- ・以下の予見事項を中心に、全国展開しているメディアへの効果的な営業を実施すること。
- ・雑誌、web 記事等の掲載原稿の作成および校正確認

【予見事項】水族展示室完全復旧（ビワコオオナマズ水槽、コアユ水槽再建）

実施予定時期：4月

企画展示「博物館はタイムマシンー魚類学者がみた琵琶湖ー（仮）」

実施予定時期：7月中旬～11月下旬

国際シンポジウム、開館30周年記念式典

実施予定時期：10月中旬

滋賀グロブリエーションキャンペーン連動企画特別ナイトミュージアムツアー等

実施予定時期：11月～12月

移動博物館

実施予定時期：未定

びわ博フェス 2026

実施予定時期：11月中旬

【留意点】

- ・広報活動は年間を通したものとする。
- ・アプローチするメディアについては毎月開催する定例会議の中で協議の上決定する。

イ インターネットニュースリリースによる発信

当館で実施するイベント情報や研究成果の発表等について、インターネットニュースリリース（PR タイムズや、PR ワイヤ等）により配信すること。

ウ メディアクリッピング

クリッピングサービスを活用し、新聞・雑誌・web等でのメディア露出状況を毎月報告すること。新聞掲載記事のスクラップはPDFで当日に納品できるサービスを利用し、当館が閲覧できるようにすること。

エ リーフレットの増刷

既存のリーフレット（A4、16ページ）を1,000部増刷し、当館へ納品すること。

(3) YouTube 動画制作およびweb 広告の配信

- ・当館の公式YouTubeチャンネル「びわこのちからチャンネル」にて配信する動画の制作（10分程度の動画を10本以上・うち1本はマイクロドローンによる撮影・ショート動画は10本に含まない。）、アップロードおよびweb 広告の配信を行うこと。

※マイクロドローンによる撮影にかかる費用600,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）程度については、YouTube 動画制作の委託料に含め、受託者から支払うこと。

- ・当館の収蔵資料や所属学芸員の特色を活かし、長年使用できる動画を作成すること。
- ・当館のファンとなる人々を獲得できるような動画を作成する。その指標として当館の公式YouTubeチャンネル「びわこのちからチャンネル」の登録者数が、令和8年度末で40,000人以上になることを目指すこと。

(4) 当館のPRに資するイベント等の実施

当館の認知度や魅力の向上、来館者の増加につながるイベント等を提案、実施すること。内容等については協議の上決定する。

（実施予定：びわ博フェス2026に合わせた記念イベントなど特に下半期の来館を促すもの）

(5) 有料広告の掲出

- ・当館の認知度向上や来館者の増加につながる広告のデザインおよび掲出を行うこと。
- ・利用媒体はインターネット、SNS、交通、新聞・雑誌広告等とし、当該媒体との契約は受託者が行うこと。内容等については協議の上決定する。

※インターネットによる有料広告については、当館から媒体を指定する場合がある。

(6) 認知度調査の実施

回収件数：2,000件

設 問：協議の上決定する（設問数は15問程度）。

対 象 者：滋賀・京都・大阪・兵庫・岐阜・三重・愛知に住む20～60代の男女

実施時期：秋ごろに1回実施

調査方法：広く一般に調査対象を募ることができるweb上のツール

そ の 他：調査を行うツールや質問項目については、協議の上決定する。

調査結果を基に、今後の誘客に生かすための提案を行うこと。

(7) 定例会議の実施

開催頻度は月1回以上とし、受託者は前月分のメディアへのアプローチ状況や露出状況の報告、広告換算額の算出、議事録の作成を行うこととする。なお、メディア露出状況については、新聞掲載記事のスクラップも提出することとする。定例会議についてはZOOM等のweb会議も可能とする。また、認知度調査結果に基づく提案を行う会議を1回開催することとする。

(8) 業務完了報告書の作成

業務終了後、速やかに報告書を1部提出すること。

6. 委託料の請求および支払

精算払いとする。

なお、支払いに際しては、年度払い、または月払いとし、受託者は、当年度分もしくは当月分の「業務報告書」を提出し、当館による検査に合格した後、「請求書」を提出するものとする。当館は、

請求書受理後 30 日以内に支払いを行うものとする。

7. 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項および本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、協議を行うこととする。
- (2) 本業務委託に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）は滋賀県から委託料が支払われたときに譲渡するものとする。
- (3) 別添「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画（※1）」、「琵琶湖博物館要覧（※2）」、「琵琶湖博物館年報（※3）」を熟読の上、ふさわしい内容を提案すること。

データについては以下よりダウンロードをお願いします。

※1 <https://www.biwahaku.jp/uploads/ddc4eed24fa2aea4e19ca7fe2745a571edae6b28.pdf>

※2 https://www.biwahaku.jp/uploads/yoran_FY2016.pdf

※3 <https://www.biwahaku.jp/research/publication/report/>

- (4) その他、業務内容に変更がある場合には毎月開催する定例会議の中で協議の上決定する。
- (5) 個人情報の取扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守すること。